

保險에 加入해야 할 特殊建物

[對象地域：서울·釜山·大邱]

- 1 四層以上の建物 層數計算方法은 建築法施行令 第6條 第1項 第7號의 規定에 依하되 地下層은 이를 層으로 보지 아니함
- 2 國有建物 國有財産法 第3條 第1項 第1號에 規定한 不動産 中 延面積이 1,000m²(約300坪) 以上인 建物 (特殊用途에 공하는 建物로 財務部長官이 指定하는 建物は 除外)
- 3 學校建物 教育法 第81條에 規定한 學校建物(社團法人 學校災害復舊共濟會에 加入한 것은 除外)
- 4 私設講習所 私設講習所에 關한 法律 第2條에 規定한 私設講習所로 使用하는 部分의 延面積이 330m²(約100坪) 以上인 建物 (學館, 洋裁 美容講習所, 小體育館, 圖書室 等도 包含)
- 5 病院 醫療法 第3條 第2項에 規定한 綜合病院 및 病院用 建物
- 6 호텔 宿泊業法 第2條 第2項에 規定한 호텔用 建物
- 7 公演場 公演法 第2條 第3項에 規定한 公演場用 建物
- 8 映畫 TV 撮影所
- 9 放送施設場
- 10 屋內販賣場 販賣場으로 使用하는 部分의 延面積이 1,000m²(約300坪) 以上인 建物 (百貨店, 「수퍼마켓」, 「아케이드」等 包含)
- 11 市場 市場法 第2條 第3號에 規定한 市場用 建物
- 12 料理店, 舞蹈場 「카바레」, 「바」 地方稅法施行令 第103條에 規定한, 使用하는 部分의 延面積이 330m²(約100坪) 以上인 建物
- 13 共同住宅 家口數 10以上の 것으로 延面積이 1,000m²(約300坪) 以上の 建物 (地方自治團體의 長이 指定하는 市民共同住宅은 除外)